

平良川学童クラブ 利用契約書

保護者名 (以下、「保護者」という。) と平良川学童クラブ (以下、「事業者」という。) とは、事業者が保護者の児童名 (以下「児童」という。) に対して行う保育について、以下のとおり契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は児童に対し、児童福祉法・うるま市放課後児童健全育成事業補助金交付実施要項第15条等に基づき、設備及び運営に関する条例 (平成26年9月22日条例第20号) の基準を満たしている施設であり、安心して、生き生き、伸び伸び、放課後の生活ができる保育を提供し、保護者は事業者に対し保育に対する料金を支払う事を契約目的とする。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年契約とします。
- 2 再契約に関しては、年度ごとの契約内容を確認して頂き、再度契約することとする。
- 3 契約解除、及び、契約満了日にて退会の場合は、解除、満了の1カ月前までに、保護者から事業者に対し、文書 (書類はお問合せ下さい) 退会届により、申し出をすることとする。

第3条 (保育の場所)

保育の提供場所は、沖縄県うるま市字仲嶺269-1 平良川学童クラブです。

第4条 (保育サービスの内容)

- 1 事業者は、児童福祉法・うるま市放課後児童健全育成事業補助金交付実施要領第7条等に沿って、児童の育成支援に必要な保育サービスを提供します。保育サービスの対象については、放課後児童健全育成事業実施要綱にある通り保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童としますので勤務証明書等の書類を必ず提出することとする。
- 2 保育内容は、「保育のしおり」のとおりとします。

第5条 (保育の記録)

- 1 事業者は、平良川学童クラブにおいて児童の次の保育内容を記載した諸記録を作成し、事業完結後5年間保存します。
なお、保存期間が経過した際には第10条第1項の守秘義務にのっとり破棄します。

- ① 児童台帳
- ② 入会申込書
- ③ 退会届
- ④ 児童出席簿
- ⑤ 児童クラブの日誌

第6条（料金）

保護者は保育サービスの対価として、事業者に次のとおり支払うものとします。

- ① 入会料 3,000 円（登録料・消費税を含む。）*新入児童を対象に入会月の徴収になります。
- ② 月極保育料 10,000 円（月額、消費税を含む。）ひとり親割-1,000 円
- ③ おやつ・給食費 2,080 円（月額、食事代含む。）
- ④ 保護者会費 40 円、諸経費 20 円、運営管理費 240 円、計 300 円（月額、消費税を含む。）
- ⑤ 短期運営積立資金 700 円（月額、消費税を含む。）
- ⑥ 送迎費（各小学校への迎え）1,500 円（通常送迎）往復送迎 3,000 円（希望児童のみ）
- ⑦ 8 月分追加保育料 10,000 円（月額、消費税を含む。）*8 月分の徴収になります。
- ⑧ 春季・夏季(7 月)・冬季休業期間追加保育料(土曜日を除く) 500 円/日（出席日数に乗じる）
- ⑨ 行事費 実費負担（その都度参加分を徴収する）
- ⑩ 延長料金 300 円（30 分延長 例：18 時 30 分～19 時閉所）
- ⑪ スポーツ安全保険料 800 円/人（補償対象:学童での活動）*4 月分の徴収になります。

第7条（料金の支払）

1 前条①・⑪の料金について、事業者は明細を付して入会月 15 日までに保護者に請求し、保護者は当月 20 日までに事業者へ口座振替の方法で支払います。

2 前条②～⑦の料金について、事業者は明細を付して当月 15 日までに保護者に請求し、保護者は請求があった月の 20 日までに事業者へ口座振替の方法で支払います。⑧春季・夏季(7 月)・冬季休業期間追加保育料⑨行事費⑩延長料金に関しては月締めの翌月請求になります。

3 保護者から現金での支払いは受け取りませんので、口座残高が不足しないようにお願いします。

第8条（契約の解除）

1 保護者又は児童の事情で中途退所する場合、保護者は退所予定日の 1 カ月前までに事業者に書面にて申し出るものとします。 前月 1 日以降に退所を申し出た場合、保護者は翌月分に相当する第 6 条②～⑥の保育料を支払うものとします。

2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
- ④ 事業者が児童又は保護者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ⑤ 事業者が破産した場合

3 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。

① 保護者が第 6 条に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払の催告期間（2 か月）が経過しても支払わない場合

② 保護者が事業者や保育所従業者又は他の利用者（保護者、児童）に対して、重大な背信行為を行った場合

第9条（退所時の協力）

事業者は、前条第2項及び第3項の事由により児童が退所する際には、保護者の希望や児童の環境の変化を勘案し、転所先の確保に努めます。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び従事するすべての職員は、保育を提供する上で知り得た児童、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために事業者が児童、保護者の個人情報を提供することに保護者は同意します。
- 3 第1項の定めに関わらず保育所運営内容の向上を目的とした運営委員会に事業者が児童及び保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度に文書で保護者の同意を得るものとします。

第11条（緊急時の対応等）

- 1 事業者は、保育中に児童の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保育中、児童がけがをした場合は、職員が保護者に対し説明を行うものとします。

3 感染症時の対応

学校保健安全法第19条に基づき、事業者は児童、保護者への対応を行うものとする。（例：麻疹、流行性耳下腺炎、水痘、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎等）

*インフルエンザ等時の対応

ア 学級・学年閉鎖等の場合の活動について、インフルエンザの流行等で学級・学年・学校閉鎖となった場合については、感染の拡大を防止するため当該児童は利用を自粛するものとします。（学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年児童の活動は行います。）

＜ご家族、同居されている方自身の注意点＞

ご家族や同居されている方は、既にインフルエンザに感染している可能性があります。保護者から事業者へ速やかに報告し、当事業所の利用に関しては自粛をするものとします。

※小学校の登校基準に準じて学童の利用をお願いしていますが、学童内での感染拡大が見られる場合は学童独自の対応をとる場合がありますのでご了承下さい。

第12条（賠償責任）

事業者は保育サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により児童の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は保護者に対してその損害を賠償します。

第13条（相談・苦情対応）

事業者は窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対し誠実かつ迅速に対応します。（意見箱を玄関前に設置していますのでご活用下さい。）

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

第15条（裁判管轄）

この契約に関して止むを得ず訴訟する場合は、保護者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第16条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

写真掲載に関する同意書

保育中に撮影した子ども達の写真や動画をホームページ(Notion)保護者専用ページに掲載し、学童クラブでの子ども達の様子を保護者の皆様に見て頂きたいと思っております。

※ホームページ(Notion)保護者専用ページへはURLを知っている人のみが閲覧できるようになっています。URLは年度毎に変更しますが、第三者にURLを共有あるいは写真や動画の転載はご遠慮下さい。

- 写真掲載に同意します。
- 写真掲載に一部同意します。同意する項目を○で囲んでください。
(集合写真 ・ 後姿 ・ 横顔 ・ 遠めの写真)
- 写真掲載に同意しません。

令和 年 月 日

保護者

<住所>

<氏名>

事業者

<所在地> うるま市字仲嶺269-1

<事業者名> 平良川学童クラブ

<代表者> 安座間 滝 印